

第七十一回国会 衆議院 商工委員会 議 録 第 十 号

昭和四十八年三月二十七日(火曜日)

午前十時三十七分開議

出席委員

委員長 浦野 幸男君
 理事 稻村佐近四郎君
 理事 田中 六助君
 理事 山田 久就君
 理事 中村 重光君
 理事 稻村 利幸君
 理事 越智 伊平君
 理事 近藤 鉄雄君
 理事 近藤 直藏君
 理事 田中 榮一君
 理事 八田 貞義君
 理事 岡田 哲児君
 理事 川俣健二郎君
 理事 佐野 進君
 理事 藤田 高敏君
 理事 野間 友一君
 理事 玉置 一徳君

理事 左藤 恵君
 理事 羽田野忠文君
 理事 板川 正吾君
 理事 内田 常雄君
 理事 木部 佳昭君
 理事 塩崎 潤君
 理事 島村 一郎君
 理事 西村 直己君
 理事 松永 光君
 理事 加藤 清政君
 理事 上坂 昇君
 理事 竹村 幸雄君
 理事 渡辺 三郎君
 理事 松尾 信人君
 理事 宮田 早苗君

出席政府委員

通商産業大臣 中曾根康弘君
 環境庁企画調整局長 船後 正道君
 通商産業政務次官 塩川正十郎君
 通商産業省公害保安局長 青木 慎三君
 通商産業省鉱山石炭局長 外山 弘君

委員外の出席者

参考人 平塚 保明君
 促進事業団理事(長) 藤沼 六次君
 商工委員会調査室長 藤沼 六次君

委員の異動

三月二十七日
 辞任 加藤 清二君
 近江巳記夫君
 同日 川俣健二郎君
 補欠選任 補欠選任
 川俣健二郎君 加藤 清二君

三月二十六日

円の変動相場制移行に伴う関連中小業者に対する緊急施策に関する請願(塚田庄平君紹介)(第一六四一号)
 同(竹村幸雄君紹介)(第一八二二号)
 中小売商店の営業保護に関する請願(紺野与次郎君紹介)(第一七一四号)
 は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

連合審査会開会に関する件
 金属鉱物探鉱促進事業団法の一部を改正する法律案(内閣提出第六一号)
 金属鉱業等鉱害対策特別措置法案(内閣提出第八〇号)

○浦野委員長

これより会議を開きます。
 内閣提出、金属鉱物探鉱促進事業団法の一部を改正する法律案及び金属鉱業等鉱害対策特別措置法案の両案を議題といたします。
 質疑の申し出がありますので、これを許します。川俣健二郎君。

○川俣委員 金属鉱山の鉱害対策の法案を審議することになると、どうしても土壌汚染その他環境

との関係が関連があるのですが、委員部の話によると、環境庁は長官、局長一切出れない、こういうことなんだが、できれば、一時間半お願いしたい時間の中に極力長官なり局長をまずお願いしたいと思っております。したがって、せっかくの法案ですから、鉱害問題に集中すべきなんだけれども、そういうような状況ですので、鉱業政策と非常に密接な関係があると考えられるし、したがって、通産当局に、その間、鉱害に入る前に、鉱業政策問題を集中的に伺いたいと思っております。

まず担当局長に伺いたいのですが、今回この特別措置法を出す気になった気持ち、それから時期を今回選んだということ、それからなかなか検討がむずかしくてできなかった無過失賠償責任なんというのは、鉱業法は大先輩ですが、こういう法律がなくても、いままでできておったのかどうか、そういう面をまず政府のほうに伺っておきたいと思っております。局長のほうから聞かしてください。

○青木政府委員

お答えいたします。
 今回この法律を出すに至りました契機は、近年鉱山の鉱害が非常に問題になりまして、たとえて申しますと、昨年の土呂久の鉱害の問題あるいは三井金属のイタイイタイ病の問題等、非常に大きな社会問題になっておりまして、こういう問題の掃に政府としてはどうしても努力をしなければならぬということになりましたのが契機でございます。

それで、ただいま鉱業法の民事責任との、無過失責任との関係でございますが、鉱業法では、確かに昭和十四年に成立いたしました、十五年から施行されております法律におきまして、鉱害に關しましては無過失賠償責任制度を採用しておりますのでございます。ところが、この鉱山鉱害の問題につきましては、被害者が出来たから賠償問題のほかに、すでに操業を終わりました、あるいは

は操業しておりましたが、過去の採掘の分にかかります鉱害、いわゆる蓄積鉱害というのが非常に大きくございまして、その蓄積鉱害に対しまして、鉱害の防止工事をさせるといふ必要があるわけでございます。これは現に生きております鉱山につきましては、鉱山保安法の運用によってある程度全うできるわけでございますが、すでに採掘を終わりました休廃止鉱山の鉱害につきましては、保安法の規定だけでは十分でないという面もございまして。

なお、この蓄積鉱害につきましては、従来微量重金属の分析方法の確立がされてなかったこと及びそういう微量重金属の弊害が実際に人の健康被害に至る経路その他につきましても十分解明できておりませんでしたために、長年の間放置されていたということもございまして。そういうような蓄積鉱害を計画的に掃いたしなすと同時に、今後そういう蓄積鉱害を生じないような措置をとる必要があるというところで、鉱業法の民事の賠償責任問題あるいは鉱山保安法によります規制の問題とあわせて、今回この法律を提出したわけでございます。

○川俣委員

それで一昨年の円切り、さらに今回の再切り、フロート等によって鉱業政策を進める上にやはりこれがかかり影響したと考えられるかどうか、その辺を、一々山ごとに具体的というんじやなくて、ある程度説明願いたいと思っております。

○外山政府委員 一年半前、為替の変動制がとられました。その後、為替レートの改定というふうな事態がございました。そういう事態を迎えた際に、非鉄金属業界といたしましてはいろいろな面で支障を受けるわけでございます。一つは、海外のLME相場ということからくる影響、つまり製品価格が安くなる、国内価格も安くなる。反面、製錬費についてはドル建てでやらなければなら

らないという点からくる国内製錬費の上昇、あるいは国内の生産鉱山の受ける影響、あるいは海外投資をしたものの為替差損、こういったようなものがすべて影響となってあらわれてくるわけでございます。

今回の為替の変動措置に対しても、ここ二、三年来苦境に立って来たところに、さらにそういった環境変化があったということで、その影響はかなり大きな広範にわたるものと思っております。現在のところ、いまの三つの分野につきましてそれぞれ検討しているところでありまして、状況の推移を待ちましている。今後の対策も考えなければいけない、こういったふうに考えている次第でございます。

○川俣委員 ますかなり支障を来たしたし、影響をこうむったという発言で、確認していききたいんですが、そこでベースメタル、まあ銅だけ取り上げてずっと受け答えを願いたいんですが、一体日本の需給、国内鉱山をこの需給に対し、どういう位置づけをもって進めようとしておられるのか、その辺、聞かしてもらいたいんです。

○外山政府委員 銅について申しましたも、日本は、御承知のように昔は産銅国といった範疇に属していたわけですが、国内鉱山の低迷と、一方銅に対する需要の拡大というふうなことから、国内鉱山の銅需給における位置づけは漸次低下しております。現在は約一八%程度になっておられるかと思っております。そういった状況が、私どももいたしましては、国内鉱山を何とかこの際維持していかうということにおける一つのひっかかりだろろうと思っております。国内鉱山につきましては、品位のいい山にリプレースをしながらも、少なくとも国内鉱山の一定量の積極的活用をはかりたい、こういったことで国内鉱山対策を銅についても考えてまいりたい、こう考えている次第でございます。

○川俣委員 大臣、国内鉱山をつぶさないように位置づけたいというこの発言のようなんですが、それじゃ一体いまだどういう施策が行なわれているか、それから今後どういうようにするつもりなのか、ちよっと大臣の発言を求めたいと思うんです。

○中曾根國務大臣 一番大きな問題は、やはり鉱害防除対策につきまして官民一緒になって住民の健康を守ってあげるように誠意を尽くすということでございます。この点につきましては、いろいろな減価償却やら、そのほかの措置をやっております。

それからもう一つは、関税面等におきまして、国内鉱山を保護するような措置を金属によつていろいろとおるところがございます。

それからもう一つの点は、海外に対していろいろ技術的に進出するとか、あるいは経済協力を実行していくという場合に、日本の国内においてそれだけの技術の蓄積力、経営能力というものをふだん持っておりませんと、外国へ行つてそういう経済技術協力等を有効に展開することができません。そういう根拠地としての意味も国内鉱山にはございます。

それから最終的には、そういう非鉄金属のようなものは国内で可能な限り自給しておいて、国の安全保障の面からも措置しておくということも必要な面でございます。

そういう諸般の考えに基づいて国内鉱山を維持育成していく、そういう方針をとっているわけでございます。

○川俣委員 そこで局長に聞きたいんですが、国内鉱山の維持育成に一番大事なことは何だと思っておりますか。

○外山政府委員 一番大事なことに申しませれば、一番古くからやっております、現在もますますその政策を強化しておると思っておりますが、国内の探鉱に対する助成策だろろうと思っております。これはいまおはかりしております金属鉱物探鉱促進事業団が発足したときに、まず第一にそれにウエイトを置いてスタートしたということから見ましても、この点が一番大事なポイントではないかと思っております。

○川俣委員 そのとおりだと思っております。鉱山の場合は、皆さん御案内のように、何といたつて有限性資産を相手どつてやる商売です。から、探鉱をどのように続けられる能力があるかというところに問題があるわけだとして、したがって、いまは一応フロート、円切りもこれあり、公害の賠償その他もあることなんだから、やはり露頭鉱床がある程度尽きて鉱害枯渇で、現在は潜頭鉱床に入らざるを得ないという段階だと思っております。そこで、それをさらに深めていこうとすると、金という費用がどうしてもかかるといふところに、金探ができれば、非常に援助のあれになっておると思ふのだが、どうも諸般の事情を聞いてみると、金利その他の関係もこれありで、返さなければならぬことだし、そういったところを見ると、どうもせつかくの施策が必ずしも潤沢にありがたがられないいきらもあるのじゃないかということをお考へるのです。

この辺で、促進事業団の理事長さんが見えておるようですから、一体いまの状況はどうなつておるのだろうか。さらに、これから借りていこうという意欲に企業が燃えているのか、それとももう少し利子が安ければという形になっておるのか、その辺の融資状況、予算が足りないのか、その辺を少しお聞かせ願いたいと思っております。

○平塚参考人 お答え申し上げます。ただいま御質問の国内探鉱に對しましては、融資金、これが十分であるか、また、融資金の金利その他は業界が望んでおる程度のものであるかというようなことと解釈いたしますが、現段階におきましては、当事業団に年間割り当てられております金額は、今年度は三十三億円でございまして、ところが、御案内のように、鉱山界全体が不況でございまして、さような時代では、まずもって探鉱費の節減というのが経費節約の一つの手だてとなつておるのは昔からでございますが、さようなことで若干使ひ余しがあるということをお申し上げておきたいと存じます。

また、金利につきましては、今日まで七分五厘で融資いたしておりますが、これはできるだけ低いことを業界が望んでおることと存じますが、

○外山政府委員 たとえば昨年度で申しますと、四十七年度の予算は五億五千万円ついておりますが、この新鉱床探査費は全部使っております。ことしはさらに六億五千万九百万の予算の要求をしておりますが、この新鉱床探査費も全部使われるだろろうと思っております。

○川俣委員 それで大臣、いま局長の言ったことは中小鉱山が対象だと思っておりますが、しかし五〇%の持ち出しがあるわけでしょうから、これにも限界があるわけなんです。したがって、このいま局長が説明した五億何ぼというものを大幅に予算化して日本の国内鉱山を國の手で探鉱するという政策はどんなものですか。

○中會根國務大臣 ウラニウムにつきましても、後発的な金属探鉱でございましたので燃料公社というものをつくりまして、国家資金を大部分投入して全国の探査をやっております。しかし、ほかの金属等につきましても、明治以来の長い伝統やいきさつもありまして、民間企業で主としてやっておりますという形をとってきたのでございませうけれども、いろいろ海外の情勢及び国内のそういう日本の鉱山を維持していくという政策等を見ますと、探鉱の部面については国家がもっと積極的に責任を引き受け、民間を助成する方向に前進していい、またしかるべきである、そう私は思っています、その方向に向かって努力いたしたいと思っております。

○川俣委員 そうなんだ。このように大臣が非常に前向きに発言し、前向きな考え方を持っておられるのに、担当局が鉱業政策をもっとやらねばならぬというのを長年いわれていながら、どこに気がねをしているのか、あるいは何か支障があるのか。きわめてテンポがおそくてどうとう山をつぶして、足尾がつぶれ、生野がつぶれ、どんどんつぶれて、それにプロトだ、円切り上げだということになって、みなだめだ。それに鉱害問題、賠償問題になってきたら、国内の鉱山の位置づけというさつきからずと話してきたものは、結局担当局の怠慢がこうなつたと思つたのですよ。いまの大臣の裏づけが今回予算になされていっていると思つたか。どうですか、局長。

○外山政府委員 国内探鉱の助成策としての三段階調査、あるいは大企業に対する事業団の融資規模、そういった点、すべて今回は前年度よりも若干ずつでございますがふえていくわけでございませう。私どももいたしましては、そういうことで漸次対象を拡大して、そして国内の探鉱助成を強化していく、そういうことを考えているわけでございませうが、今回は、変動相場制の問題がさらに新たに起こっているわけでございませう。ここで、私どもとしましては、いままでもやっておりますが、その内容をさらに強化する。たとえば、補助率を引

き上げるとか、金額を広げるとかいうことも今後の情勢に備えて必要になりはしないかということ、いまいろいろな対策を検討している最中でございませう。

○川俣委員 漸次とか、検討のさなかとか言っているけども、鉱山はつぶれるのだよ、普通の工業製品と違って、鉱量はなくなればつぶれてしまうのは当然だ、せつかくの技術を確保する意味は、さつきから、せつかくの技術を確保する意味もあって、それから国内で維持しなければならぬということもあってという気持ちで披瀝しておられた。それに対して漸次検討中が、いままでも長年続いているのだよ。

そこで私は思うのですよ。いろいろ法律的にぶつかるところからということでも中小鉱山のを考えるのですけれども、中小鉱山の場合は五割が持ち出しなんだ。大企業の場合は融資があるじゃないか。理事長さんから、今度利子を少し低くするということがあったけれども、それにしても七分二厘だ。こういうことを考えると、大鉱山、これは大手ですね。中小鉱山はどうなんだ。大企業のために探鉱奨励金は補助できないという意味なのか、その辺どうなんですか。大手、中小というのはどういう意味なんだ。鉱山単位かね。企業単位かね。

○外山政府委員 御指摘のように、中小鉱山に対しては補助金、それから大鉱山に対しては融資ということで探鉱助成が行なわれているわけでございませうが、どちらも対象は企業でございませう。

○川俣委員 だからその考え方が私は違うと思うのです。大きな鉱山は大きいなりに早くなくなるのだよ、資源が多くなるのだから。中小の場合には持ち出しが半分あるものだから、これは奨励金に対する限界があるわけだ。だから、大鉱山とか中小鉱山を問はず探鉱奨励金を補助するという体制にならないのかね。どうですか。それが一つ。それだったら、どこかの企業がやっていると、はやりか何か知らぬが、大鉱山を企業から離すと、一山一社の形をとってしまうのだよ。そ

うなると探鉱奨励金をもらえるというまことに奇妙な法律だが、どう思いますか。

○外山政府委員 確かに大企業が分離をして中小鉱山になれば、中小鉱山の定義にはまるというところで補助金が出るということは御指摘のとおりでございませう。ただ、私どもとしましては、いままでも、いまの制度でも、大企業、中小企業を問はずそれぞれ融資なり補助金なりで探鉱助成をしていくというたてまえでまいつておるわけでございませうが、先生がいま御指摘になつたように、大鉱山に対しては、中小企業ほどではないにしても補助金というふうな思想は考えられないかというところでございませうが、今後の検討課題としてよく頭に入れておきたいと思つております。

○川俣委員 大臣、いま局長が今後の研究課題だとおっしゃつたが、どうですか。これは来年度あたりから、石油のような成功払いでもいいでしょうし、いろいろの方法があるだろうと思つたのですよ。さつきからお話を聞いておられるのですけれども、その山が大企業についているから探鉱補助金は出せない、大企業から切り離して、商法を通して一応一山一社にすれば探鉱奨励金は出せる、こういう奇妙な法律なんです。したがって、私はさうじゃなくて、国内鉱山をやはり育成強化しなければならぬということから考えれば、企業そのものに對するのじゃなくて、大鉱山であろうが中小鉱山であろうが、そういうことを区別なく検討するということが来年度の課題であると思つたのですけれども、そういう方向づけは、大臣どうですか。

○中會根國務大臣 鉱脈というものはやはり国全体の財産であるとも考えますから、そのお説は、国民経済全般から考えてみると合理性があると思つておられます。ただ、やはり中小企業育成という面から、いままでも通産省は中小鉱山を維持発展させるために努力してきたので、そういうことになつておると思いますが、先生のお考えをひとつ検討してみることになります。

く比較されるのですが、鉱業法のたてまえからちよつと直さなければならぬ時期じゃないかと思つたのです。まず鉱業権なんです、石炭の場合には能力主義というか、そういうことで認可しておるわけだ。ところがメタルの場合は先願主義ですか、私はあまりわからないのですが、そういうところで昔は山師みないなものが非常に横行する材料だつた。先願主義を取つて、それを売買して、いわゆる一獲千金を夢見る山師の横行の種だつた。ところが、もうそういうことはできないと思つたので、やはり金属鉱山は、国内鉱山の国家政策としてこれを取り上げて、この鉱業権を全部国が吸い上げて、もう一べん能力主義本位で、能力のあるもの、やる気のあるものに鉱業権をやるといふ方向の検討の時期じゃないだろうか。どうですか。

○外山政府委員 石炭につきましても、鉱業法のたてまえは先願主義でございませう、これは非鉄金属と変わりがございませう。

ところで、御指摘のような問題は、最近の経緯から見まして十分考えられるところでございませう。ただ、前にも鉱業法の許可に能力主義を入れたいと思つたという方向で改正案を検討したことがございませう。能力主義と一がいに申しましたが、能力の判定というのが非常にむずかしい、あるいは中小鉱山が締め出されるのではないか、こういったような問題も当時あつたように聞いております。

いづれにしても、鉱業法という非常に古い伝統的な分野にタッチする法律でございませう、これを部分的に改正するという点につきましても、たいへん考え方の議論が必要な分野が多いと思つておられます。したがって、この着手については慎重でなくてはならないと思つておられます。同時に、鉱業法自体がやはり新しい時代の中でどういう点は改正したほうがいいんじゃないかという問題がこの問題以外にもございませう。したがって、私は機会を見て鉱業法の改正という点について、これもまた繰り返すにようになりますが、検討

課題だというふうに考えているわけでございませぬ。

○川俣委員 それじゃ局長、一応改正するという方向で検討しておるということを確認していいですね。

○外山政府委員 検討していると申し上げるのは言い過ぎかと思ひます。ただ、いろいろ仕事をやっておる上で気がつく点が多々ございませぬ。これはやはり鉱業法との関係をもう少し深めないと問題が多いというふうな点が多々ございませぬので、その点を頭に置きながら、やはりこういうことを含めて鉱業法の改正をいずれば日程にのせなければいけない、こう考えておるところでございませぬ。

○川俣委員 これはやはりあれだと思ひます。大臣もさつき言っておられたのが、明治百年だ。

ところが、あのときには、徳川幕府のドル箱の鉱山を企業がもらつて、それを掘り尽したというのが今日だと思ひます。露頭鉱床がなくなつた、したがつて、新しい鉱床をさがし求めなければ企業が成り立たないという時期がいつかと思ひます。しかも、鉱山というのは、御承知のように幕府のドル箱、それから明治維新後は資本主義のもとだ。それで戦争の資金にされて、いま野たれ死に、こういう歴史を経ておるわけだ。したがつて私は、こういう歴史的な発展過程から見ると、鉱業法というのは大きく改正をする時期だと思ひます。鉱業法というのは見直さなければならぬと思ひます。一度検討したんだがものにならなかつたという十五、六年前の時期といまは違ふと思ひますので、これをさらに私からも要望しておきたいのですが、局長、どうですか。

○外山政府委員 たしか十年くらい前だと思ひます。その当時の経緯をよく私も検討をしているところでございませぬが、一番の問題点は、先ほどの能力主義にあつたようでございませぬ。したがつて、その辺の問題点をよく頭に入れないと前に進むこともむずかしいという気がいたしませぬ。いずれにしても、先ほどお答えいたした

ましたように、将来の検討課題として十分考えさせていただきますと思ひます。

○川俣委員 それから鉱山の宿命は、鉱量ともう一つは何と云つたつて、ペースメーカー、銅の場合にはLMEの建て値だと思ひます。きよう現在あたりの方向はどうですか。

○外山政府委員 一ころ非常に低迷しておつたわけでございませぬが、最近はかなりLME相場が上がりつておつたので、日本のいまの関税のかかる上限でございませぬ三十八万五千円を若干こえていふというふうな聞いておつた。

○川俣委員 その上限の三十八万五千円というのと二万四千円の補助との関係ですね。三十八万五千円を頭打ちにしなければならぬという法律はどこから……。

○外山政府委員 銅というのは広範な用途を持つていふわけでございませぬ。それで一年半前の為替変動の際に改定をいたしまして、若干保護的な色彩を入れて上限も上げるし、金額も上げるというふうなことをやつたわけでございませぬ。広範な需要を控えていふだけに、その上限の上げ方、関税のつけ方、いろいろ議論の多いところだと思ひます。当時のいろいろなきさつから見まして三十八万五千円と二万四千円というのがきま(た)というふうな聞いておつた。

この点は、今後銅の地金に対してどういふふうな考え方を基本に持ちながら、具体的な方法論をどういふふうな立てていくかというときの一案として、関税はどうあるべきか、スライド関税でいふのかどうか、あるいはいまの上限をいじるべきかどうか、二万四千円もどうなのかということも総合的に今後研究していきたい、こう思ひます。

○川俣委員 その二万四千円の関税云々は、相手があつることだから、これはなかなかやすすとこではきまらぬことだが、その上限の三十八万五千円をどの法律でやつていふのか。

○外山政府委員 同じく関税率法の中に二万四千円と並んで規定されていふわけでございませぬ。

○川俣委員 それで局長、銅のコストとの関係、

三十八万五千円はどうですか。

○外山政府委員 御指摘のとおり、国内鉱山の銅の生産コストは四十万円を若干こえるところにあると思ひます。それが三十八万五千円をいふといふのは、やはりその間、需要家の立場を考へて、鉱山業界に努力をしていふ、努力を願つていふというふうな要素だと思ひますが、同時に、これを引き上げることで需要家にだけだけの影響があるかということも考えながら、その間をとつてその額がきまつたのだらうというふうな私どもは考へていふわけでございませぬ。

○川俣委員 大臣、三十八万五千円ときめた当時、いま局長が話していふように、銅のコストは四十万円だといふんだ。ところが、三十八万五千円で補助が切られるわけだ。だからしたがつて、四十万円がコスト、三十八万五千円が頭打ちの補助、それとの間は全然補助が得られない状態なんです。したがつて、三十八万五千円をある程度見直す時期だと思ひただけでも、大臣、どうですか。

○中曾根閣僚大臣 銅の値段というものは非常にゆれがひどい情勢でございませぬ。六十万円くらいになつたりあるいは三十万円を割るというふうな非常に乱高下の多いものであります。したがつて、現在の時点の情勢だけを頭に置くと、また非常な変化も将来生まれると思ひますので、また非常に慎重にやる必要があると思ひます。

○川俣委員 大臣、銅の建て値が非常に変動性があるものから、三十八万五千円で頭打ちにしておくと支障を来たすわけだ。したがつて、その辺を検討する時期だと思ひます。検討する必要があると思ひます。局長、どうですか。これは局長でもいい。

○外山政府委員 四十万をこえると申しましたのは、確かに中小鉱山のコストでございませぬ。したがつて、それに対していろいろな助成策を加へれば、もう少し低いところで上限があつてもいいのではないかとそのときの考慮だつたと思ひます。いずれにしても、以前きめた数字であることは間違ひございませぬ。最近のよ

うな情勢の変化の中でこれでいいかどうかということ、確かにもう一度検討しなければならぬ対象だらうと思ひます。

○川俣委員 そうだらう。やはり三十八万五千円というものは検討する必要があるんだよ。中小鉱山ならなおさらだ。四十万円の銅のコストに対して三十八万五千円、これではつぶれるのはあたりまえだ。だから、検討する時期だと思ひます。そういうふうな確認しておきます。いいですね。どうですか。

○外山政府委員 検討はいたします。

○川俣委員 そこで、その関税のことなんですが、地金、プリスター、両方ともトン数と金額を教え

てみてくれませんか。

○外山政府委員 地金の需給の関係でございませぬ。これは四十七年度の数字で申しますと、国内鉱山から出たのが十一万四千トン、それから海外鉱山から出ているのが六十三万五千トン、それからプリスターで出ているのがそのうちの十二万一千トン、その他七万五千トンで、生産としての供給が八十二万四千トン、それから地金で輸入されたかっこうが十五万二千トン、合わせまして供給が百五万三千トンでございませぬ。

○川俣委員 それに続いて、関税の総額ほどのくらいつていふか。

○外山政府委員 スライド関税でございませぬ。そのときの価格でかかつたりかからなかつたりしているわけでございませぬ。手元に資料がございませぬ。したがつて、手元に資料がございませぬ。いまちよつと資料を持っておりませぬので、後刻また御報告させていただきますと思ひます。

○川俣委員 大臣どうですか。この関税を、せっかく目的関税でもあるから、さっきの上限も検討することになると三十八万五千円以上の方向で検討されることだらうから、関税をひとつブールして、これを特別会計のよ

うな形の方向を検討してもいい時期じゃないかと思ひますが、どうで

すか。

○中會根國務大臣 この関税をどういうふうに使
うか、目的的にちよど重油関税みたいにお使い
になるのか、そういう点について何かお考えがあ
りますれば教えていただければありがたいと思いま
す。

○川俣委員 局長、考え方を教えてくれと大臣が
言うんだが、局長はどうですか。

○外山政府委員 関税収入と申ししても、実は
いまの地金の関税だけではそう大きな額ではない
と思います。いずれにしても、特別会計とい
うかっこうで諸般の施策を考えるとしまして、
収入源がやはり問題でございまして、それから
さらにはその使い方についても、額がどのくら
いなるかによって違います。わずかな額の特別会
計では逆にそれに押し詰められて何にもならな
くなる。対策が十分できるような特別会計ならこ
れはまたなかなか実現がむずかしい、この辺の問
題がございまして、現在方法論として特別会計が
いいというふうな感じは、私は持っておりませ
ん。しかし、対策の強化をやっていかねればな
らない、こういうふうには考えております。

○川俣委員 いま通産省は探鉱事業団を通して助
成し——この鉱害もそうだね。その方向にお
うだから、これは一般会計からの繰り入れもな
りあるんだよ。ただ、この辺で特別会計でプ
ールして、本格的に本腰を入れてやるという当
局の考え方があれば、商工委員も実力者がた
くさんいるんだから、要するに一般会計から
も潤沢になるのですよ。ただ、当局がそうい
う勢にあるかどうか。いまの関税だけのプ
ールでは何にもならないけれども、やはり石炭
のように、だめになってしまつてからではど
うにもならない。特に金属鉱山などというの
は、やはり技術が切れてしまつてしまつたよ
うな状態に一年や二年ではもたない技術な
んだ。坑内の支柱でも掘り方でも全部——大
臣は、海外にこの技術を持っていつて働こう
じやないかという気持ちさつき一たん出さ
れたけれども、国内

に鉱山がなくなつたら技術は切れると私は思
う。そういうことを考えると、やはりあらゆる
手を尽くして国内鉱山というものを育成強
化していくという考え方に立てば、ぼつぼつ
関税を——六十万くらいに銅の建て値が
なると企業はいやがるかもしれぬ。そして
いまのように私底下で助けてくれとくる。こ
の間に、当局はどうしたいかというのがあ
つちを見たりこつちを見たり、こういう
鉱業政策だからいかぬのだよ。生野がも
たない、足尾がもたない、そういう状態
なんです。ですから、大臣は方法を教
えてくれぬかと言ふ。これはなぞめいたこ
とだと思ふのだが、問題は、当局の姿勢を
聞きたいと思ふんだ。大臣もおそらく
聞きたいと思ふんだ。

○中會根國務大臣 特別会計を多くつくるとい
うことは財政全体の統一性を害するとい
う財政方針もありまして、なかなか内部的
にもむずかしい問題がございまして、特
にその収入をある特定の目的だけに使
うという点については財政当局の非常
に強い抵抗がございまして、原油関税の
ときは、石炭という非常に大きな非常
にシリアスな問題がございましてあれは
突破したわけがございまして、いまのほ
かの鉱山についてはシリアスでないとい
は言ひませんが、しかしいまの全般的な
見方から見ますと、それでどの程度の
収益があつてくるか、私の感じでは、そ
れほど大きな期待するよりなものはない
のではないかと、むしろ一般会計その他
で思ひ切つた金を、国内鉱山維持とい
う大義名分のもとに、特に探鉱部面にお
いて国が相当役割を果たす、そういう大
義名分において取つたほうが、国全体と
してのバランスがとれるのではないかと
私は考へております。そして銅の問題
のような問題については、むしろ国際
なパツファ機関といふか、緩衝機をつ
くつて、それによつて輸入価格の乱高下
を防ぐ。いまそういう議がございまして
おきかた、もう一つだけ伺つておきたい
んだが、石炭とか、特に織

維ですね、買い上げという考え方があ
つて、中會根通産大臣も非常に積極的に
織維の買い上げ、いわゆる織機ですね、こ
ういふところまで買い上げておる。鉱
山の場合同様、鉱業財団などという財
産は鉱山がつぶれば無一文になる。土
地だって、中の坑内機械だつてコンプレ
ッサーを転用する程度なんだ。こういう
ことを考えると、さつきからの話によ
ると、やはり円切り、フロートの影響
がかなり痛かつたということだから、こ
れは石炭か織維と同じように買い上げ
という方向で検討しなければならぬの
じやないか。これはどうですか。

○中會根國務大臣 いまの自由企業体制で見
ますと、企業が採算がうまくいかな
なかつたという場合に、企業に買い上
げるといふことは非常にむずかしい
ことです。しかし、そういう場合に、あ
と始末をするために、鉱害の処理とか、ある
いは労働者の身分の安定とか、そ
ういふ問題については国が乗り出
してやるのが適当であると思ひます
けれども、経営やそのほかの処理に
ついては、やはりそれは企業家の責任
において処理すべきものではないか
と思ひます。

○川俣委員 いや、そんなことはないよ。織維
で織機を買い上げるんだらう。どう
なんですか。

○中會根國務大臣 織維の場合にはまたいろいろ
特有の特殊事情がございまして、日米
織維協定という特殊のケースもあり
ましてあつたのでございまして、そ
れをほかの企業全般に及ぼすことは
無理ではないかと思ひます。

○川俣委員 全般じゃないよ。特殊事情とい
つてどういふ特殊事情が知らぬが、政
治的に圧力が強いのか弱いのか知ら
ぬが、金属鉱山のほうがおとなしい
のか殿さま然としておるのか知ら
ぬが、石炭の場合は買い上げておる
んだらう。局長、どうですか。

○中會根國務大臣 石炭の場合でもまだ買い上
げるといふことはやっておらない
ので、いろいろな助成措置をやつてお
るわけがございまして、そういう

状況でしばらくやつていくよりし
ようがないと思ひます。

○川俣委員 買い上げに近い政策をとつて
いるんではないか。たとえば、常
警炭礦一つ例を出してやつてみ
なさい。どういふ国家補助をや
つたか。足尾銅山と常警炭礦の
つづれた結果の補助政策を比較
して話してみてください。局長
どうですか。全然違ふ。

○外山政府委員 石炭につきましては現在
買い上げのような措置はとつて
おりませんが、閉山交付金とかある
いは債務の肩がわりとか、こ
ういふ措置をとつておることは御承
知のとおりでございまして、非鉄
金属鉱山の場合は、石炭と違
いましてやはり需要がどんどん
伸びていく性格の品物でござ
いまして、したがって、石炭とは
その点で違ふのではないかと
思ひます。私どもとしては、国内
鉱山に対する探鉱費の助成をさ
らに強化するということ、そ
うしてまた品位のいい山に漸
次リブレスをはかつていくとい
うこと、そういうことで非鉄
金属の場合はやれるのではない
かと、ただ、今後の状況をよく見
なければいけません。それでい
けるんではないか、石炭のよう
な政策をとると商品の性質が違
うといふふうに現在はお考へて
おります。

○川俣委員 局長、そんな遠慮することはない
とおかしいよ。いいですか。石炭
の場合は、根底思想がエネルギー
革命でしようがないんだとい
うこととで——硫黄山を見ま
しうか。Sの回収により硫黄
鉱山もばたばたいたつたであ
らう。そうなんです。やはり似
ておるんじゃないか。どう
ですか。これはそう違ひはせぬ
よ。硫黄山が、Sの煙突からの
回収のため硫黄が要らなくな
つてきつて、松尾はじめその
他どんどんつぶれてきたであ
らう。どうですか。同じです
よ。

○外山政府委員 御指摘のように、硫黄
の場合、確かに脱硫というふう
な新しい要素から来る硫黄の需
給関係から致命的な影響を受
けて、構造的に今後硫黄の山は
需要が非常に少ないといふ
ふうなふうなところになった
ことは御指摘のとおりでござ

ざいます。しかし石炭とも違ひまして、石炭のように九州、北海道に広範に採掘が行なわれていたということ、そうしてその規模も断然違うということ、地域社会への影響についてもっと全国的に広範であるというふうなこと、いろいろ考えますと、石炭に対してはまずもってああいう政策が必要だろと思ひます。そのほかのものにつきましても、個別のな処理といひますか、地域問題、労働問題、そういったものについての対策は十分考へなければいけません、制度として石炭のようになかっことをとらなければならぬというふうには私も考へておりません。

○川俣委員 労働問題、厚生問題は、時間がなくなつてしまつたから社会労働委員会のほうでお願ひして、時期を改めますが、これは私は石炭と違ふのだという観念に立つと、なかなか政策は出ないと思ひます。

ベースメタルのこの話が出ましたが、いろいろとあるわけですよ。回収すればお金になるのが鉱山なんです。回収する能力がない、技術がないというところに今度は鉱害がある。回収すれば、これはみんな金になるやつなんです、鉱山というやつは。一つだつて利用できないのはない、メタルの中には、それをいままではほとんど捨ててきたわけだ。ところが、カドミから何から全部回収すれば全部金になる。これからは、そういう回収技術も出てきたし、捨てれば鉱害でいじめられるというところで企業も回収の努力に回る。そういうところにある程度メスを入れて鉱業政策を考えないと私はだめだと思ひます。ただ援助するとか、中小企業がかかわりそうだからというだけの観点では、私は国内鉱山の位置づけはできないと思ひます。

もつと深いところに入つていって国内鉱山をどういうふうにするべきかということを根本的に考え直さないと、鉱業政策というのは、単に予算が去年はあれだからことしは二二、三三アップしてその予算の中でやろう、こういふことじゃだめだと思ひます。もう抜本的に鉱業政策を打ち立てなければ、私は鉱山というのにはほとんどつぶれていくと思ひます。局長、これはどうです。

○外山政府委員 他どの業種から見てもひげをとらないような情勢のきびしさに直面している業界であることは間違ひございません。私も、それであるがゆえにいろいろ今後の状況の推移をよく見きわめて対策の強化に万全の措置をとりたい、こう考へておるわけでありませう。

○川俣委員 時間がだんだんなくなるので法案の一部をちよつと伺つておきたいのですが、これは探鉱事業団に鉱害関係を一切運営管理させるといふ方向なんだが、問題は、鉱山は探鉱事業団のそばにあるわけじゃない。通産省のそばにあるわけじゃない。したがつて、各地方都市に局というものが、監督部を置いてあるわけですね。鉱山監督部、監督局を置いてあるわけですね。これとの関係はどうなるのか。これと事業団との関係は……

○青木政府委員 もちろん鉱害関係の事業をいたします場合に、事業団は従来の関係がそう深くなかつたわけでございますが、各地の監督局部とは十分連絡をとりましてその指示を仰ぎ、その資料を利用していただいでやりませんとスムーズな事業運営はできないと思ひますが、その間の連絡を十分密接にするように指導してまいりたいと思つております。

○川俣委員 具体的に聞きたいのだが、実際に鉱害を監督するのは地方の監督部でしょう。そして総元締めは事業団でしょう。これはどうなんですか。その関係を知りたいのです。

それからもう一つは、監督官をふやす方向で検討しているのか。

それからさらにもう一つは、時間がなからついでに聞いておきたいのだが、いま鉱害関係で調査しなければならぬ鉱山数が何ぼあつて、一体何年計画でこれは調査するのか、その辺を聞かしてもらいたいのです。

○青木政府委員 まず第一に監督部と事業団の関係を申し上げますが、事業団が直接やりませう仕事は、第一には、現在休止鉱山に對しまして、鉱

害防止義務者がおられない場合でございますが、その場合には、都道府県に補助金を交付しまして都道府県が鉱害防止工事をかわつてやつてやるという制度でございますが、この仕事に關しましては新たに事業団で基礎的な調査をいたすということが一つございませう。それから地方公共団体のほうから依頼があれば、その工事方法等につきまして技術的なアドバイスを与えるというふうな仕事もございませう。こういう仕事に關しましては、地方公共団体は必ずしも鉱山の従来の記録その他をよく知つておられるとは限りませぬので、事業団が事前調査をいたします場合には、監督局部の記録その他従来の監督状況を十分指導してもらひませう、事業団が事前調査をやるといふことになつておられると思ひます。その仕事は大体五年間で終了するよう基本計画で定めることになつております。

それから実際もう一つの事業団の仕事は、鉱業権者が自分で事業をする場合に、それに対する融資または保証でございますが、この事業につきましては、まず事業者から計画が出まして、それを監督局部で審査いたしまして、それがよろしいということになれば、これに基づいて鉱業権者が事業をするようになりますが、それに対する融資または保証をするわけでございます。その際も、その事業計画の適合その他の内容につきましては、監督局部から十分連絡を受けまして、その監督局部の認めました計画に従つて仕事をすると同時に、融資なり保証なりをやつていくということになりますので、これも監督局部の指導を十分受けないと實際上の仕事はできないということになつております。事業団と監督局部の関係はそういうことでございます。

それから第二に、監督局部の強化でございますが、これは年々強化しております。来年度につきましてもこの関係の人員は大体二十四名増員する予定でございます。

それから、今後の調査対象鉱山でございますが、私どもが調査をする必要があると思つておりますのは約四千鉱山でございます。これを三年な

いし四年でいたす計画になつておられて、これはやり方といたしましては、果に概査と申しますか、一応大ざっぱな調査を依頼いたしまして、その概査をした結果、精密調査を必要とするものにつきましては、監督局部がさらに調査をするということになつております。これは四十八年度には、果に對しまして依頼は約九百四十鉱山を概査の依頼をいたすということになつております。

以上でございます。

○川俣委員 時間がないので、次のあれは文書であつて回答してもらひたいのですが、結局このあたりは積み立て制度だと思ひます。ところが、企業は積み立てた金は、これは義務ですから、積立金を今度金策しなければならぬ。特に中小企業なんか金策しなければならぬ。極端に言つて、八分の一に近い金を借り、四分五厘の利子をつける積み立てをするわけだ。企業が八分ぐらいの金を借りてきて、四分五厘の利子をつける積み立てをするわけだ。しかし、鉱害に用意して積み立てるといふ国家法律はいいと思ひます。このやり方はいいと思ひます。ただ、その場合、今度は企業は、これは損金処理できるのですか。

○青木政府委員 積立金の損金処理の問題でございますが、これは現在制度上手当てをしてございませぬけれども、一般的な公害防止準備金制度もございませぬし、来年度の税制改正にあたりまして、そういう点を踏まえまして、その制度との関連を踏まえまして検討し、本格的な積み立てが始まります四十九年度からは適当な処理ができるようになつてまいりたいと思つております。

○川俣委員 そこで、環境庁に伺ひたいんですが、PPPという問題ですが、これは鉱山の鉱害との関係をひとつお聞かせ願ひたいんです。

○船後政府委員 いわゆるPPP、汚染者負担の原則でございますが、これの内容につきましては、わが国ではさまざま考え方があつてございませぬ。しかし、これを国際的な合意として採択いたしましたOECDにおきましては、過去の

損害賠償あるいは原状回復の費用負担というよう

な面ではなくして、むしろ一般的に環境汚染によりまして社会的被害が生ずる、こういう社会的被害がだれにも負担されずして放置されておるといふところに環境問題があるわけでございまして、このように社会的費用というものを経済に内部化させる、具体的には価格体系に反映させるべきであるというものを国際的な合意としてその原則を採用したわけでございまして。したがって、OECDの場では、冒頭に申し上げましたように、すでに生じた被害というものにつきましても、この原則が直ちに適用されるべき問題というようにには理解していません。損害賠償償ないしは原状回復という問題は、これはやはり原因となつた者が負担するのは、別にこのような意味におけるPPPを持ち出さなくとも明らかかなところである、かように考えております。

○川俣委員 鉱山の歴史を見ると、さつきちよつと話をしたのだが、昭和十三年三月に重要鉱物増産法というので、いわゆる戦争に勝たなければならぬということで、企業が統制経済の中に、帝国興発その他に編入されてきた事情があるわけです。そういった場合には、鉱山の被害というのはPPPとの関係はどうなるんだらうか。

○船後政府委員 鉱山の被害による被害の復旧、これは鉱業法の規定するところでございます。御指摘のように、戦争中は重要鉱物増産法等によりまして大規模な採掘が行なわれておつたわけでございますが、このような事情というものは、これは戦争中の状況でございますから、必ずしも鉱山のみに限らず、全産業において講じられておつたわけでございまして、戦争中でも当然鉱害防止の配慮は必要がないわけではございませんし、鉱業法の規定自体がすでに戦前に成立しておるわけでございまして。でございますから、私どもやはり原則といたしましては、種々の事情はいろいろの産業にあるにせよ、すでに生じた鉱害というものに対して費用はその事業者が負担するのが筋である、かように考えております。

○川俣委員 山の本が乱伐、過伐で、山くずれ、地くずれ、あれは軍部の乱伐、過伐が今日たつていて、鉱山の場合も、増産法の場合、企業がほとんど意思決定の場がなかった。そこを掘つてはいけない、そのようにしてもらつては困るといふことを言えたと、こうおっしゃるのか。PPPの問題は、やはり重要鉱物増産法も一つの責任があるのではないらうか、どうでしょう。

○船後政府委員 私、先ほど申し上げましたように、PPPの原則、OECDの場で了解されたようなPPPの考え方は、過去の損害賠償につきましても、どのような費用負担をすべきであるかということを含めたものではございません。鉱業法は、これは通産省の所管でございますが、環境庁で所管いたしております公害防止事業費事業者負担法という法律がございまして、これもまた過去の事業活動によって生じた公害、これを復旧するための事業費、これをいかなる原則のもとに負担すべきかという規定した法律でございますが、この事業者負担法の体系におきましては、御承知のとおり、原則といたしまして、その事業者の原因となつた程度というのに対応して負担すべきであるというよう規定のしかたをいたしておるのでございまして、事業者負担法の場合には、鉱業と違ひまして、一つの結果として生じております大気の汚染あるいは水質の汚濁というものが、いろいろな複合の結果として生じたということに着目いたしまして、必ずしも一〇〇%事業者負担という考え方にはなっていないのでございます。

しかし、鉱業法は別体系でございますから、鉱業法の体系によつて処理する、こういうことでございまして、PPPから申しまして、過去のいろいろな汚染の蓄積に対する原因の中に、過さる程度関与しておつたから、これをどの程度割り引きすべきであるかということ、PPP自体からは出てくる問題ではない、かように考えております。

○川俣委員 局長のように、だいたい柔軟にあれを解釈してやるからいいのだが、長官の場合は、ききう三木さんがいないのですけれども、PPPがすべてだという考え方を持っておるぞ、あれは、私は、いま出ている煙の公害賠償ということじゃないのだ。これは蓄積鉱害が鉱山の特徴なのだ。そうすると、この増産法ができたときには、あしたの十トンよりきよの十トンだということ、なりふりかまわず何でも掘れということ、持っていかれた時代なんだ。そういうような時代的な背景での蓄積鉱害なのだ。だとすれば、PPPについてOECD、その辺もやはり柔軟な解釈をしておるようですよ、私の見たところは、どうですか。したがって、やはり重要鉱物増産法も、蓄積鉱害の責任の一端に入るべきでないかという解釈を私はしておるのですが、どうですか。

○船後政府委員 PPPの点からどうかという御質問でございますので、私はOECDで合意されておりますPPPというのは、むしろ今後に向かつての問題、この環境汚染による社会的費用というものを経済に内部化するという問題を取り上げておるわけでございまして、過去にいろいろな事業活動の結果生じた公害、これをいかなる費用負担のもとに施行するかというものは、必ずしもOECDの合意から一つの答えが出てくるわけのものではないということ申し上げております。

しかし、他方におきまして、原状回復あるいは損害賠償という問題は、これはもう民法七百九条でも明らかのように、その原因となつた者が負担するのは筋でございます。したがって、わが国の現行法体系でも、そういう形でもって構成されておる、こういう現状ではございますが、しかし、それ以外の判断が絶対に働かぬ余地がないのかどうかという点にございまして、これはまた、おのずから別個の問題であるということをお申し上げておるわけでございまして。

○川俣委員 そうしますと、その法体系と法理論は別として、具体的に重要鉱物増産法もPPPの仲間に入らなければならないという考え方でいいですか。

○船後政府委員 鉱業法は通産省の所管でございますから、私からこの解釈を公権的に申し上げるわけにはいかないのでございまして、しかし御指摘のように、いま、戦争中の事態というものを考えますと、この問題は鉱業のみに限らないわけでございまして、かなり無理は承知で増産を強行したというような事情があるわけでございまして。重要鉱物増産法があるから、こういった復旧工事は国の費用負担が伴うということは、そこからは出てこないのじゃないか。まあ社会的に申し上げますと、この環境汚染の回復ということは急務でございますから、これをいかにして費用負担するかという問題は、その問題として取り上げるべきである。そういった場合に基本になるのは、原因者の負担である。それを具体的にどう展開するか。これは立法政策の問題であるというふうにご考慮のわけでございまして。

○川俣委員 まあ一般公害の元締めだから、さらにもう一つ聞くのだが、無過失賠償責任というのは鉱業法にあつたのだ。施業案というものをを出して、監督局の許可を得て鉱山を経営してきた、監督を受けてきた、認可を受けてきた。そうすると、認可のしかたが悪かつたのか、監督のしかたが悪かつたのか。蓄積鉱害というのは、あなたはどう解釈しますか。

○船後政府委員 まあ直接のお答えになるかどうかはわかりませんが、一般論といたしまして、民事責任と行政規制との関係について申し上げますと、行政上の規制を守つたからといって民事責任は免れるわけにはいかないというのが通説であると考えております。

○川俣委員 少し法律にかたくなになつて、公害退治をやる窓口としては非常に不適当な答弁ですが、もう少しどうですか。

それから局長、西多摩の日の出村のカドミウム、八PPM入つておつた事件を知っていますか。ききうのニュースですが、知りませんか。

○船後政府委員 具体的な事実はまだ承知はいたしておりません。

○川俣委員 それじゃあとでいいですが、ざっと言うのと、鉱山があるのだからということになるが、ない。セメント会社がそばにある。八P.P.M.カドミが出た。これは一連の調査をして、ひとつ文書でお願いしたいのですが、土壤汚染その他でかなり騒いでおるようですから——けさです。よろしいですか。どうですか。

○船後政府委員 さっそく調査いたして、御報告申し上げます。

○川俣委員 大臣、鉱業法の見直し、それから鉱業政策の画期的な前向きな姿勢、それから育成強化、国内鉱山の位置づけ——ただ、大臣ときょう考え方が質疑応答の中から合わないのは、特別会計をつくるのは得策じゃないという大臣の考え、私も得策だとは言わないが、やはり検討する必要があるのじゃないかと思えます。いま、私もきめ手はないのだけれども、考えている間に、鉱山がつぶれていってというこの現実なんです。当局が考えている間につぶれていってというこの事態は、これはだれしも認めることだろうから、つぶれてしまつてから、困つた、政策を考へりやよかつたということじゃ、これは何のために通産省にそういう当局があるのかわからないから、その辺をやはりもう少し——鉱山というものを、中小企業とか大企業とか企業本位とか資本とかいうものにとらわれないで、日本の国の地下資源というものをどのように位置づけていくかというのを大きく検討する必要があると思うのだから、どう思いますか。

○中會根國務大臣 私は、おおむね川俣さんの御意見に賛成でございますが、いまの特別会計の問題は、なかなかこれは慎重にやる必要があるのだから、ここでコミットすることはむしろかたしと思つておられます。冒頭申し上げましたように、日本の鉱業政策自体については一つの大きな転機にも来ておるのでございまして、よく見直して検討してみたいと思つております。

○川俣委員 最後に、今回のこの措置法はむしろおそきに失したと思つておられる、これは早急にやるべきだと思つておられます。むしろこれでは少し予算なんか足りないと思つておられます。そういう考え方で検討してもらいたいのが一つと、やはりいまの大臣の前向きな姿勢を当局が取り上げて、いろいろなきめこまかい政策をどんどん積極的に進めていく必要があると思つておられます。大臣の前に局長、一言どうですか。

○外山政府委員 大臣の御趣旨に沿ひまして、極力その線で勉強してまいりたいと思つておられます。

○川俣委員 それからついでで恐縮なんですけれども、地下資源の中にいろいろあります。石炭から石油、石油が何にいくか、いろいろあるのが、地熱ですが、局長でもいいのですが、一体これは日本のエネルギーの一環として、はたしてこれを積極的に調査するということ意欲があるのかどうですか。

それから、施策があるとすれば、こういうような施策があるから積極的にやりたいという点があつたらひとつ報告してもらいたいと思つておられます。それから、一べんに質問しますが、石油ですが、シベリアの例のあれが一体業界と国との関係がどうもパイプが詰まつちやつて、パイプがシベリアにうまく敷かれなわけなんだが、そういう面をどうしようかと考えているかということでは、それから三つ目、これは口頭でもいいんだが、尖閣列島の鉱業権はどうなつておつたか。

○中會根國務大臣 地熱発電の問題は積極的にわれわれも推進しようと思つておりました。現に東北地方の、たしか松川でございましたか、成功しておる例もございまして。公害の面その他を見ますと、かなり有望なエネルギー源にもなると思つておられます。それで、その地下資源の賦存状態、特に別府であるとあるいは東北地方であるとか、そういう方面の埋蔵量等いま調べておるところでございまして。たしか三万キロワットか、七万キロワット程度はやつておるのだらうと思つておりました。私は非常に積極的に熱意を持っておられます。ことしまたしか数千万円台の予算をとつてその埋蔵の調査等をやる予定になつておられます。

それからチヌメニの問題につきましては、民間レベルの話し合いがなければ政府は積極的に信用供与を検討する、そういう積極的な前向きな立場を持っておられます。それで、たしかこの四月に調査団がもう一回行きまして基本契約のネゴシエーションをやるのだらうと思つておられます。基本契約ができましてわれわれが検討して妥当であると思つたらそういう信用供与についてもわれわれは踏み切る検討をしよう、そう思つてこの点についてもわれわれは前向きです。別にパイプが詰まつているわけじゃございせん。これからパイプを敷こうとしておられるところでありまして、この間、ソ連大使を呼びましてわれわれの政府の意思も伝えました。彼は喜んで本国に連絡するということをおりました。

○川俣委員 終わります。

○浦野委員長 この際、連合審査会開会に関する件についておはかりいたします。

○浦野委員長 御異議なしと認めます。よつて、さよう決しました。

直ちに当委員室において開会することといたしたすから、御了承ください。

次回は、明二十八日午前十時理事会会、午前十時三十分委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後零時六分散会

○浦野委員長 「異議なし」と呼ぶ者あり」